

平成25年12月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成25年12月11日水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山 口 栄 治
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

- 日程第 1 報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定める件）
- 日程第 2 議案第 50 号 工事請負契約の締結について（三越漁港整備工事（片島防波堤その 1））
- 日程第 3 議案第 51 号 平成 25 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）
- 日程第 4 議案第 52 号 平成 25 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 5 議案第 53 号 平成 25 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 6 議案第 54 号 平成 25 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 7 議案第 55 号 平成 25 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 8 議案第 56 号 平成 25 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 日程第 9 議案第 57 号 平成 25 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 10 議案第 58 号 平成 25 年度川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 59 号 川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 60 号 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 61 号 川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 62 号 川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 63 号 川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 64 号 川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 65 号 川棚町勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 18 議案第 66 号 川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 67 号 川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 68 号 川棚町都市下水路条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 69 号 川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 70 号 川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 71 号 川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1、報告第 5 号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定める件）」を議題とします。本件について報告を求めます。

町 長 皆様おはようございます。報告第 5 号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定める件）」の報告を致します。

本年 1 0 月 1 日に、新谷郷 8 4 1 番地 3 の新谷公園に隣接する歩行者通路橋の管理の瑕疵により、通路橋が崩落し、歩行者の転落事故が発生したところであります。負傷された方をはじめ、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしたところであり、心からお詫びを申し上げます。

この度、負傷された方との示談が成立したので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び専決処分の指定に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、損害賠償額を定め、専決処分を行いましたので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告するものであります。

損害賠償の相手方は、新谷郷 1 2 2 0 番地 1 にお住まいの川寄俊郎様で、損害賠償額は 1 4 万 8 6 0 円でございます。詳細につきましては、総務課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

総 務 課 長 それでは、報告第 5 号について補足して説明を致します。

町長が報告しましたように、1 0 月 1 日に発生しました事故において、相手方と町との間で示談が成立しましたので、専決処分で損害賠償の額を定めたものでございます。具体的には専決処分書のとおりでありますので、処分書を朗読をして報告とさせていただきますので、ご了承をお願い致します。二枚目の専決処分書でございます。この下の損害賠償の額を定めることについてののみを朗読させていただきます。

川棚町新谷郷 8 4 1 番地 3、新谷公園隣接歩行者用通路橋の崩落による転落事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

1、事故発生日時、平成25年10月1日火曜日、午前9時頃。

2、事故発生場所、川棚町新谷郷841番地3、新谷公園隣接歩行者用通路橋。

3、損害賠償の相手方、川棚町新谷郷1220番地1、川寄俊郎様でございます。

4、事故の概要、平成25年10月1日火曜、午前9時頃、川棚町新谷郷841番地3、新谷公園隣接歩行者用通路橋を川寄俊郎氏が歩いて通行中、橋梁が崩落し、川寄氏は橋梁下の水路に転落して受傷したほか、所持していた財物（携帯電話）が水没し、使用不能となり損害を与えたものである。

5、損害賠償額、金14万860円でございます。以上のとおりであります。この事故に関しましては、事故の相手方である川寄俊郎氏と町との間で11月13日に示談が成立致しましたので、11月19日に支払いを済ませております。またこの賠償金につきましては、全国町村会の総合賠償保険の対象となっております。そういったことを付け加え報告とさせていただきます。

以上で、報告を終わります。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

4 番 堀 田 大変、今回の事故は受傷されました川寄様には、大変だったとお見舞いを申し上げまして、こういった事故あたりは起こってほしくないわけですけど、今、橋梁の長寿命化計画で、いろいろな点検をされていると思いますが、そういった川とかですね、まあ新谷川、中田川、野口川、中山川とありますけど、あるいは農道にかかっておる橋ですね、そういった橋あたりも点検をされているんだろうと思いますけど、普通の車の通るところは鉄筋が入っているんだろうと思います。そういう中で、今回の事故は、見たところ鉄筋が入っていなかったわけですね。そういったところで、他の橋あたりも、その後点検をされたのか、あるいはそういった崩落したのになぜ鉄筋が入っていなかったのか、そのへんのことが分かればお聞かせ願いたいと思います。

建 設 課 長 堀田議員の質問にお答えしたいと思います。まずあの、農道あるいは町道あるいは排水路の個人用の出入り専用通路と言いますか、そういうものに関しての点検ですが、これについては、町道は現在、長寿命化の調

査を進めております。もうしばらく結果については時間がかかろうかと思いますが、後、農道、通常の出入りの通路等については、事故後まだ点検はしておりません。ただ、建設課で、このような通路的なものについて設置をした、一般的に皆さんが使うといいますかね、そういうもので設置をして、町道橋じゃないものにつきましたは、現在、建設課の方で把握をした箇所は、都市下水路、以前、成宇津川として管理をしておりました百津ため池の上に公園というか広場がございます。ここに行く通路等があります。これについては、ちょっと点検はしておりますけれども、それ以外、共有で使う橋梁、あるいは建設課で設置した橋梁等については、その他にはないというふうに建設課の方では考えております。ただ、農道については確認をとっておりますが、先程ちょっと言われましたように、鉄筋が入っていなかったというのが、やはり一番の問題点かなというふうに思います。ただ、この分につきましたは、H型鋼を桁として敷設をして、その上に以前鉄の波形になったやつ、デッキプレートっていうんですが、これを敷設をして、コンクリートを打設しているだけの状態でしたので、これが57年に設置をしております。そういうことから、長年そのままの状態の下のデッキプレートが腐食をしまして、上の上載加重にもたなかったんだらうというふうには思っておりますが、いずれにしても建設課でこういう設置したものは、まず旭ヶ丘の一ヶ所ということですよ。

それともう一つ、質問にありましたけど、農道に関してはですね、農道とか個人の専用通路については、それぞれ管理をしますけれども、農道についてはですね、今どういうふうな状態になっていくかというのは、私の方では確認をとっておりません。個人の専用通路については、個人のあくまでも責任でされておりますし、専用物件については鉄筋を入れるような全部、指導をしておりますので、今後こういうものは発生しないのではないかというふうには、私の方としては考えております。以上で答弁を終わりたいと思います。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

14番久保田 ここに携帯電話の損傷によるものと、ここにありますがけれども、携帯電話そのものだけに対する賠償なのか、中に入っている情報に対する損害ということは、それにも含まれるんですか。中に入っている個人の情

報なども消えてしまうんじゃないですか。そういうのは対象にはならないんですか。

総務課長 お答え致します。携帯電話が水に浸かったと、川に浸かったということで、もう使用不能となったということで、その買い換えということで、損害賠償としております。中のデータについては、特に相手方からありませんでしたし、それについては問題なかったのかなということでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わり報告済みと致します。

(1 0 : 1 2)

議 長 次に、日程第 2、議案第 5 0 号「工事請負契約の締結について（三越漁港整備工事片島防波堤その 1）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第 5 0 号「工事請負契約の締結について（三越漁港整備工事片島防波堤その 1）」の提案理由を説明致します。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例により、予定価格が 5 千万円以上の工事の請負と規定されているところでもありますので、議会の議決を求めるものでございます。その内容についてでございますが、三越漁港整備工事片島防波堤その 1 に係る入札会を、去る 1 0 月 3 0 日、1 0 社による指名競争入札で行った結果、長崎市橋口町 2 0 番 6 号、黒瀬建設株式会社、代表取締役濱谷大助が 7, 3 9 2 万円で落札決定したので、1 1 月 5 日に仮契約を締結しているところでもあります。工事概要につきましては、産業振興課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

産業振興課長 それでは、工事の概要について説明を致します。

この議案の次のページをお開きいただきたいと思います。ここからが参考資料となります。

工期につきましては、契約の日から平成 2 6 年 3 月 2 5 日までとしており、工事場所につきましては、長崎県東彼杵郡川棚町三越郷地内となります。詳細につきましては、次のページの図面をご覧ください。

ここに赤色で表示をしております。工事の目的としましては、三越漁港の安全安心な港づくりを基本として、港湾内の静穏度の向上を図るため、片島地区への防波堤新設、延長100mの工事を行うものでございます。次のページをお開きください。

片島防波堤の工事の全体計画を示しております。下段の断面図をご覧ください。まず、水色部分の既存地盤を深層混合処理工法で固化し、その上に緑色部の基礎捨石を敷き並べ、さらにその上に赤色部の底版方塊、直立消波ブロックを積み上げ据えつけることとなっております。上段の平面図の黄色部、防波堤の港外、港内側に被覆石を敷き並べて完成となります。次のページの図面をお開きください。

今回の工事では、水色部の既設地盤を深層混合処理工法で固化する工事のみを行うものでございます。以上、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

1 番 村 井 図面の2枚目の下の部分に進入禁止柵というのが設けてありますけれども、この高さあたりはどれぐらいなのでしょう。と言いますのも、4、5年前になろうかと思えますけれども、防波堤で釣りをしていた方が落ちて亡くなるという事故が発生しております。今度、ここに新設される場所と言いますのは、あそこの先に魚雷発射試験場がありますけれども、年間を通じて天気が悪い日以外は、毎日のように釣り客がいるんですね。当然、ここができると絶好の釣り場になろうかと思うんですね。進入禁止柵を設けてありますけれども、どれぐらいの高さで、完全に侵入が防げるような状況になっているのかどうか、そのあたりをお聞き致します。

産業振興課長 進入禁止柵の高さでございますが、手元に正確な資料を持っておりません。この図面から推測をしますと、下段の一番左の方にプラス2.6、その下にプラス0.5ということを考えますと、約2mほどの高さがあるものと考えております。以上です。

1 1 番 小 田 今の村井議員の質問とちょっと関連を致しますけれども、完成をすればですね、相当の釣り人が集うんじゃないかならうかと思えますけれども、完成後のことを考えてですね、もちろん侵入防止柵も必要とは考えますけれども、万が一のことを考えてですね、例えば救助ロープとか、救助用の浮き輪

などを備えて、安全対策を講じる考えはないかお尋ね致します。

産業振興課長 今のご質問につきましては、工事の実際の内容には含まれていないところでございます。今後、地元の三越漁協なども含めてですね、協議をしたいというふうに考えております。以上です。

3 番 福 田 今度のあれは、深層混合という処理方法ということの、その改良率の87%という表示がありますけど、今回の工法による改良率というのが出てますけど、その87%ということについて、ちょっともう少し詳しく説明をお願いします。

議 長 福田議員、どこに書いてありますか。

3 番 福 田 図面の2枚目の青い部分の真ん中ですね。

産業振興課長 深層混合処理工法、改良率87%と記載してあるものですが、これにつきましては、地盤の改良率ということで聞いております。工法と致しましては、現地を掘り返してコンクリートを含みながら、そのまま固化するようなかたちをとります。ですから、全てがコンクリートということではないので、87%がコンクリート成分を含むというような改良の方法であります。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。本件に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第50号「工事請負契約の締結について（三越漁港整備工事片島防波堤その1）」の採決を行います。

お諮りします。本件は、これを可決することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第50号「工事請負契約の締結について（三越漁港整備工事片島防波堤その1）」は、可決されました。

議 長 次に、日程第3、議案第51号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第51号「平成25年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正と致しましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,412万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億7,173万円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものとしては、歳入においては町民税の増減、国県支出金の増加または決定による増額、町債の増減、歳出におきましては、人件費の補正として4月1日付けの定期異動に伴う職員配置の変動、過不足調整による増減に加えて、6月定例会においてご決定いただきました職員の給与の臨時特例に関する条例、いわゆる給与減額条例の施行に伴う職員給与等の減額、障害者福祉サービス事業費の増額、保育所運営費の増額、各特別会計の補正に対応した一般会計繰出金の増減などが主なものであり、その他、当初予算編成後の事情変更等に対応するため必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは補正予算第3回の内容について、私からご説明致します。説明にあたりましては、歳出からご説明し、次に歳入、そして第2表、地方債補正の順にご説明致します。なお、今回の補正予算におきましては、町長が申し上げましたように歳出の人件費の補正として、人事異動による職員配置の変動に伴う増減に加えまして、いわゆる給与減額条例の施行に伴う給料等の減が生じております。これにつきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、補正が歳出の全編通じて出てまいります。これにつきましては、総じて人事異動と給与減額措置という共通事項でありますので、人件費の補正という表現で簡略にさせていただきたいと思っております。あらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願い致します。それでは23ページ、24ページをお開きください。

1款議会費でございます。これは全て人件費の補正でございます。次のペ

ージをお開きください。

2 款総務費でございます。1 目一般管理費、これは全て人件費の補正でございます。4 目会計管理費として増額しております。4 節、7 節につきましては、産休職員の代替臨時職員の雇い入れの経費を今回追加をしております。

1 2 節役務費につきましては、コンビニ収納、公共料金、税のコンビニ収納をしておりますが、この取り扱い件数が増となっておりますので、その分追加をしております。

8 目電算管理費、一般管理費として550万円計上しております。これは業務用端末として使用しておりますパソコン、これにウィンドウズXPのものが、まだ64台残っております。これにつきましては、ウィンドウズXPのサポート切れが26年4月にサポート切れとなります。したがって、サポートがなくなりますと、マイクロソフト社からのセキュリティ更新プログラム等の提供が行われなくなりますので、セキュリティ上、非常に問題があるということで総務省からも通知が出ておまして、その分対応するために備品購入として550万円計上しております。

9 目諸費としまして、まず一般諸費67万5千円でありますけれども、まず細節の4節、7節需用費、これを合わせますと40万5千円になります。これは県補助としまして、地域コミュニティ活性化事業という自治会携帯サイトを作成することに対する補助があります。その分について臨時職員雇い入れ、その他、経費を計上しております。

それと15節工事請負費におきまして、これは川棚医療センターが現在工事中でございますけれども、その中に設置しておいた掲示板が老朽化しておりますので、その取替を要するということで計上しております。

次に、地方バス路線運営事業費でございます。これにつきましては、現在、内海線の路線バスに対しまして、その欠損金の補助を行っておりますが、これは、当初見込みよりも増額となっておりますので、その分追加をしております。

国体事業費につきましては、人件費でございます。その下の徴税费、税務総務費、これも人件費の補正でございます。次のページをお開きください。

これも戸籍住民基本台帳費、そして選挙費とありますが、これも全て人件費の補正でございます。次のページをお開きください。

3 款民生費でございます。まず 1 目社会福祉総務費、その中の社会福祉総務費でございますが、節をご覧いただくと給料、職員手当、共済費、これにつきましては、社会福祉係と介護保険係の人件費の補正でございます。なお、社会福祉総務費につきましては、2 3 節償還金利子及び割引料としまして、国への精算返納金が 1 1 万 4 千円出ておりますので、これを追加しております。

次に、福祉のまちづくり推進事業費でございますが、これは住宅改修の助成の事業でございます。これは申請増がっておりますので、2 5 万円追加をしております。

次に、国民健康保険基盤安定費 5 9 8 万 1 千円の追加をしておりますが、これは全て国保特別会計事業への繰出金、2 8 節の繰出金でございます。

次の、国民健康保険事業費、これも 2 8 節の繰出金、全額が繰出金でございます。

次に、後期高齢者医療保険事業費、これも 1 万 5 千円は後期高齢者特別会計への繰出金でございます。それぞれ特別会計において補正が生じておりますので繰出金も調整を行ったものでございます。その下の介護保険事業費につきましても、このうち 1 2 4 万 2 千円が繰出金でございます。その他、3 6 万 6 千円は人件費の補正でございます。

次に、2 目障害者福祉費、障害者福祉サービス事業費として追加を行っております。これは障害者福祉サービス給付金の伸びが非常に伸びておりまして、その分対応するものであります。これが 3 千万円、1 9 節の 3 千万円でございます。残りの 2 0 節扶助費につきましては、療養介護医療費、これも対象者の増が出ておりますので、その分追加をしております。

3 目老人福祉費の養護老人保護措置費でございますが、これは報償費、入所判定委員会の増がっておりますので追加をしております。

1 3 節委託料につきましては、入所者の増に伴う養護老人ホーム措置費、これを増額しておるものでございます。

5 目国民年金事務費、これは全額全て年金担当職員の人件費の計上でございます。その下の児童福祉費、児童福祉総務費として、まず 2 節、3 節、4 節は人件費の計上でございます。

その下の 2 3 節につきましては、子育て交付金の精算返納金が確定をしま

したので、その分追加をしております。次のページをお開きください。

3款民生費の児童措置費でございます。これは保育所運営費、これが増となっております。これはゼロ歳児から1、2歳児の入所の増が多くなっておりまして、その分、運営費の追加をしたものでございます。次のページをお開きください。

4款衛生費でございます。まず、保健衛生総務費と国民健康保険事業費、これは全て関係職員の人件費の計上でございます。

3項1目公害対策費、合併処理浄化槽費ですが、これは合併処理浄化槽費、この件数増が出ておりますので、この分を追加をしております。次のページをお開きください。

6款農林水産費でございます。まず、2目農業総務費でございますが、これは全て人件費の補正でございます。

3目農業振興費、まず米需給調整総合対策推進事業費10万円でございますが、これは県の追加交付が生じておりますので、19節として10万円追加をしております。

中山間新規等直接支払事業費でございますが、これは協定集落の追加に伴う交付金の増額が生じておりますので、その分19節として増額を行っております。

次に、イノシシ緊急対策特別事業費でございますが、これはイノシシの捕獲報償費に県の上乗せ補助が生じてまいりまして、その分追加、そして小動物捕獲報償費につきましても、県補助の上乗せが今回あっております。さらに、防護柵機能向上資材、この分も新たな追加として県から補助が新たに出ておりますので、その分計上をしたものでございます。

その下の特産品販売宣伝促進事業費でございますが、これは当初予算において150万円計上しておりました。おってイベントを開催する予定でありますけれども、事業を具体的に計画をしまして、節内の組み替えを行っております。事業費自体の増減はございません。次のページをお開きください。

7款商工費でございます。商工総務費につきましては、全て人件費の補正でございます。

3目観光費として、210万円の追加を行っております。内訳としましては、くじゃく園開園50周年を来年5月に行います。この分につきましては、

チラシを今回、思考を凝らしたものを作りたいということで、その分4月の新年度になりますと、非常に準備期間が少ないということがありますので、25年度中から作成にあたりたいということで、40万円の委託料を計上しております。残りの170万円につきましては、今回、観光施設事業特別会計において補正が生じておりますので、その分一般会計からの繰出金の追加を行ったものでございます。

観光物産振興事業費でございますが、総額の増減はあっておりません。これは1月に開催致します「町イチ！村イチ！2014」という、東京で行われるイベントがございまして、その分、科目の組み替えを行っております。また、その下の観光物産情報発信確立事業費、これは県の全額補助事業で行っておるものでございますけれども、事業費の科目の組み替えを行っております。金額の増減はございません。次のページをお開きください。

8款土木費でございます。土木総務費につきましては、これは人件費の補正でございます。

2項3目道路新設改良費でございますが、町道城山線改良工事、そして町道小串新谷線改良工事、その2つの工事におきまして変更が生じておりますので、工事請負費と22節補償補てん及び賠償金、これに追加を行っております。

2目ダム対策費でございますが、これは人件費の補正でございます。

次に、5項3目公共下水道費でございますが、これは今回、公共下水道事業特別会計の補正が生じておりますので、一般会計繰出金もそれに合わせて減を行っております。

次に、6項1目住宅管理費、これは説明欄空白となっております。これは住宅関係の調査について、県の委託金の決定がっておりますので、財源内訳のみの変更となっております。次のページをお開きください。

9款消防費でございます。まず、2目非常備消防費におきまして、今回追加を行っております。まず、18節備品購入費でございますけれども、これは総合気象観測システム、これは風向、風量及び雨量などを計測してパソコンに取り込むという装置でございますけれども、これが老朽化によりまして故障しまして、取替を要するというので備品購入費として45万円を計上しております。

その下の19節でございますが、道路工事に伴う消火栓の追加が発生しておりますので、その分36万円追加を行っております。

続きまして、3目の消防施設費でございます。施設管理費として減をしております。まず14節使用料及び賃借料4万4千円を計上しておりますが、これは現在、更新の工事を進めております防災無線の更新に伴いまして、無線の電波使用料の増が発生をしておりますので、4万4千円、今回追加をしております。

18節備品購入費につきましては、一分団のポンプ車購入につきまして、落札減がっておりますので、その分減を行っております。次のページ。

10款教育費でございます。まず1項2目事務局費でございますが、2節、3節、4節は人件費の補正でございます。8節報償費28万円追加を行っておりますが、これはスーパーバイザーを活用した学校活性化事業といたしまして、臨床心理士を各学校に派遣し、発達障害あるいは不登校等の相談指導を行っておりますが、これについて件数が増加しておりますので、その分対応するために追加を行っております。

5項1目社会教育総務費でございます。これは人件費の補正と、そして19節につきましては、人づくり、文化スポーツ振興基金の基金利息の増がっておりますので、この分に対応しまして、歳入に対応しまして19節も補正を行ったというものでございます。

7項の学校給食共同調理場費でございます。まずこの中の管理費につきましては、人件費の補正が54万8千円の減となっております。これは2節、4節の合わせた54万8千円です。その他に調理場内の清掃、これは専門業者に発注を要する清掃ということで、今回28万円を追加しております、差引26万8千円の減となっております。

次に、運営費でございます。これは242万円の追加をしておりますが、内訳としましては、ボイラー等の燃料費高騰による値上がり、これが32万円、そして設備装置の故障あるいは老朽化に伴う修繕、これが今年度多く発生をしております、210万円の追加、合わせて242万円を追加しております。これは全て11節需用費でございます。

次に、施設維持補修費でございますが、今回昭和63年に建築致しました給食センターについて、これは建物設備等、大変老朽化が進んでおりまして、

今後大改修が必要になるということで計画をしております。その分について、年次計画的に進めるということが必要でありますので、全体的な基本設計の経費、そしてまず第一に改修が必要であると計画しておる機械室ボイラー室等の工事について、この実施設計に要する経費を追加を行うものです。これは全て13節委託料の増ということになります。次のページをお開きください。

11款災害復旧費でございます。補助災害復旧費としまして、8月の豪雨による農地災害7ヶ所発生しておりますので、この分の工事費、測量委託費、そして申請等に行きますので旅費を追加しております。次のページをお開きください。

14款予備費でございます。これは歳入歳出見合い調整で、今回799万9千円の減を行っております。なお、次のページ、49ページからは人件費の合計として給与費明細書を付けておりますので、ご確認いただくようお願い致します。それでは歳入の説明に移ります。7ページ、8ページをお開きください。

まず、1款町税でございます。1項町民税におきまして、まず1目個人でございますけれども、説明欄にお示しをしておりますように、普通徴収分、給与特別徴収分、年金特別徴収分、それぞれお示しした増減があつておきまして、合わせまして合計1,300万円の減という補正でございます。

2目法人でございますが、これは均等割、税割分ともにそれぞれ増が見込まれるということで、それぞれ2,100万円の増額を行っております。合わせて町税全体としては、800万円の増という補正でございます。次のページをお開きください。

11款分担金及び負担金でございますが、これは説明欄にありますとおり、それぞれの保育所の保育料でございますので、それぞれ増が見込まれるということで、合わせて37万8千円の増額をしております。これは歳出の保育所運営費の充当財源となるものでございます。

13款国庫支出金でございます。まず民生費国庫負担金の障害者自立支援費負担金でございますが、これは歳出において説明しました民生費における障害福祉サービス事業費3,096万円の国2分の1負担という歳入でございます。

そして、その下の国民健康保険基盤安定負担金でございますが、これは国の負担金決定が確定しましたので、その分116万円の増を行っております。

次に、児童措置費、私立保育園でございますが、これは保育所運営費の増額に伴う国負担の増でございます。これは歳出の保育所運営費の充当財源でございます。次のページをお開きください。

14款県支出金でございます。まず民生費県負担金の障害者自立支援費負担金でございます。これは歳出の障害福祉サービス事業費の増に伴う県負担金の歳入でございます。

その下の国民健康保険基盤安定負担金、これも県負担の決定に伴う増を今回補正を行っております。

次に、児童措置費、私立保育園でございますが、これは保育所運営費の増額に伴う県負担金の補正でございます。

次に、県補助金でございます。その中の総務費県補助金、説明欄に地域の元気づくり支援交付金40万円としております。これは歳出の総務費諸費で説明しました自治会携帯サイト作成にかかる県補助金でございます。

次に、衛生費県補助金、合併処理浄化槽設置整備費補助金でございますが、合併処理浄化槽の歳出の増に見合う県の補助分でございます。

次に、農林水産費県補助金でございますが、まず中山間地域等直接支払事業費補助金、これは歳出でご説明した分の4分の3の県の補助金でございます。

そして、イノシシ緊急特別対策事業費補助金ですが、これも歳出の方で説明致しました分の県の補助金でございます。

次に、米需給調整総合対策推進費補助金でございますが、これも歳出の方で説明した10万円の補助金、これは10分の10の補助でございます。

続きまして、11目農水施設災害復旧費補助金でございます。これは補助災害復旧費で説明した分の補助金でございます。工事請負費の約8割という見込みで、今回補正を行っております。

次に、3項1目総務費委託金でございます。これは歳出の折に金額の増減がなかった分でございます。住生活総合調査、この調査に対する事務費としての委託金が1万8千円、今回歳入として受け入れるものであります。次のページをお開きください。

15款財産収入でございます。この中の1項2目利子及び配当金、これは人づくり、文化スポーツ振興基金の利子の増がありましたので、歳入として追加をしております。次のページをお開きください。

16款寄附金、1項4目農林水産事業費寄附金でございますが、これは補助災害復旧費に伴います地元負担金、水路を除く地元負担金でございます。それでは次のページをお開きください。

19款諸収入でございます。4項4目過年度収入としまして、74万7千円追加をしております。これは24年度分の障害者自立支援給付費県負担金、これが増の決定がっておりますので、その分追加をしております。

次の5目雑入でございます。これは全国町村会賠償補償及び共済事業保険金19万8千円です。これは報告でありました新谷郷の事故にかかる保険金収入14万余りですね。それと公用車の事故にかかる保険、合わせて19万8千円の実績が出ておりますので、その分追加をしております。次のページをお開きください。

20款町債、4目土木債でございます。地方特定道路整備事業債として280万円の追加を行っております。これは道路新設改良事業費の増額に伴う起債の追加でございます。

次に、5目消防債でございます。施設整備事業債（一般財源化分）と、その下の（一般事業分）としてありますが、これは全て一分団消防ポンプ車購入実績が確定しましたので、起債も落札減に伴い減額するものでございます。合わせて370万円の減となっております。

次に、7目災害復旧債でございますが、これは農地農業施設災害復旧債としまして、補助災害復旧費の増額を行いました。これに伴う増でございます。なお、合わせて9月補正でご決定いただきました7月豪雨分につきましても、今回補助率等が確定しましたので、今回これに含めて計上をしております。

それでは、歳入の説明を終わります。第2表、地方債の補正の説明に移りたいと思います。3ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。これは先程、歳入で説明しました21ページ、22ページの20款町債と対応するものでございます。変更の上から順に地方特定道路整備事業債、これは道路新設改良事業費に伴うものでご

ざいます。これは差引しますと280万円の増となります。

次の、施設整備事業債（一般財源化分）その下の（一般事業分）、これは消防ポンプ車の購入で予定しておりました起債であります。落札減により、この起債額も減となっております。その下の追加に移ります。

追加としまして、農地農林施設災害復旧債としまして、補助災害復旧費にかかる分、これを300万円、今回追加をしております。

以上が、平成25年度一般会計補正予算（第3回）の内容でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 ここでしばらく休憩を致します。

(10 : 55)

(…休 憩…)

(11 : 10)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、町長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

町 長 ただいまご審議をいただいております議案第51号の私の提案理由の説明の中で、一部間違っておりましたので訂正をさせていただきます。補正後の歳入歳出予算の総額を57億7,173万円と申しましたが、正確には57億5,173万円でございます。訂正してお詫びを申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

15番山口 44ページで二点ほどお尋ねしたいと。大半が今回は職員の給料、それから職員手当等の減額修正が大半でございます。その中で、教育総務費の職員手当109万円、どちらかといえば大きい補正額だろうと思います。この109万円の、いわゆる増の理由と、もう一点が学校給食共同調理場費の委託料290万円、これは改修のための基本設計の委託料であると、これで共同調理場、いわゆる給食センターでございますが、これの改修計画というのに基づくものであろうと判断されますが、その改修計画はどのようなかたちでなされているのかお尋ね致します。以上です。

総務課長 それでは私の方から教育費の職員手当等の109万6千円につ

いて説明をさせていただきます。

これにつきましては、職員手当等ということで、時間外勤務手当、これが82万円でございます。後、退職手当、期末勤勉手当、そういったものが入っております、主には時間外勤務手当でございます。以上です。

教育次長 先程の質問の中で、給食センターの改修計画をどうしているのかというご質問でございました。今回、この委託料で290万円を上げておりますが、先程企画財政課長からもございましたとおり、昭和63年に建築されたということで、もう25年以上経過しているということで、非常に老朽化してきております。設備の方も、今までほとんど改修をしていないというふうな状況でございます、今故障が度々発生していて、修繕料の補正の方も上げているような状況でございます。そういう中で、ボイラーという施設は特に重要な施設でございます、この故障を致しますと給食センター全体がストップしてしまうということで、早急に改善しないといけないということで、今回、この補正予算の中で実施設計をしましょうというような委託料を計上したところでございます。合わせまして、先程の計画の関係なんですが、実際、この改修計画というのはできておりません。ですので、今回このボイラーの詳細設計に合わせまして給食センターの基本設計ですね、これも一緒に発注した方が経費的にもよろしいということもありまして、今回、計上したものでございます。何卒よろしくお願い致します。

14番久保田 お尋ねします。今度の臨時特例としてのですね、減額される給与の総額がどのぐらいかというのと、その臨時特例による減額によって退職金にも影響するのかどうかをお尋ねします。

総務課長 説明致します。職員の給与の臨時特例に関する条例、この改正をさせていただきました。その時に話をさせていただきましたけれども、これは一般職員、企業職員全て含んだところでございますが、給与の減額、これは1,500万円ほどございます。管理職手当、これが25万9千円ほどでございます。

退職手当につきましては、この減額は反映致しません。年金については、反映を致します。以上です。

5番三岳 38ページですね、観光費なんですけれども、先程の説明によりますと繰出金、これは観光施設事業特別会計に繰り出すということで、

その特会の補正を見てもみますと大崎公園管理費というふうになっておるんですが、管理費等については、本来、当初で上がってくるものじゃないかと、中身がちょっと分かりませんが、今回170万円の繰り出し、その内容をお聞きしたいと思います。

産業振興課長 それでは37ページ、38ページの28節繰出金170万円ということで、後に出てきます川棚町観光施設特別事業会計の補正予算でご説明をするという予定にしておりましたが、説明をさせていただきます。

現在、松食い虫の被害が多くなっております。この被害につきましては、来園者でありますとか、通行車両等へ倒木の危険性もあるということがあります。また、自然公園の景観を著しく損ねているということもありますので、この被害木につきまして伐倒処理、またはそれを搬出して焼却を行うということで、総数で言えば220本程度ございますが、そのうちの先程申しましたように危険性があるところ、景観的に目に付くところを100本を処理をするという計画でございます。以上で説明を終わります。

15番山口 36ページでございますが、イノシシ緊急特別対策事業費ということで、399万2千円ほど上がっていますが、その内訳が捕獲報奨費の上乗せということと、もう一つは防護柵の機能向上費と、そういったかたちで説明がございましたけれども、捕獲報奨費の上乗せというのが、いくらぐらい上乗せされるのか、そして一頭あたり昨年からの上積みだろうと思しますので、いくら報奨費に変わってくるのかですね、その点をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長 それでは、イノシシ緊急特別対策事業費についてご説明致します。当初予算におきまして、イノシシ500頭、小動物100頭ということで、単価にしますと捕獲報奨費の単価としましては、当初では、イノシシにつきまして1頭あたり5千円、小動物については1頭あたり2千円という計上をしておりました。今回、国から上乗せがあるということで、イノシシの成獣につきましては、プラス5千円、トータルで1頭1万円ということになります。それと通称うり坊と言いますが、イノシシの子どもについては、プラス1千円で合計6千円、小動物につきましては、プラス千円で、1頭あたり合計で3千円という捕獲報償金となります。

防護柵のこともお尋ねでございました。これにつきましては、これまで防

護柵として、主にワイヤーメッシュを設置をしておりましたが、機能向上資材というのが、新たに付加できるということになりまして、その資材と致しましてはワイヤーメッシュの上部に電気柵をするというようなものが対象となりました。そういうことで増額の補正ということで計上しておるところでございます。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

1 4 番 久 保 田 議案第 5 1 号「平成 2 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）」に対する反対討論を行います。先の 6 月議会に提出されました議案第 3 9 号による町職員の給与の削減に伴うものです。地方公務員の給与について、2 0 1 3 年度に限り、7 月から実施の臨時特例として、給与全国 8 億 8, 5 0 4 万円が減額されることになり、本町の職員の給与も 1, 5 0 0 万円以上が減額されます。この減額によって、年金にも反映すると、先程回答がありました。国家公務員が震災復興財源に充てるために、2 年間限定で削減することに歩調を合わせての削減をするものです。しかし、大企業向けの法人税については、復興特別法人税は 1 年前倒しで廃止しようとしています。自治体の活動や住民の安心安全の暮らしを支えるのは、町の職員の行動と英知です。給与が低ければ低いほど、定数が少なければ少ないほど良いというわけではありません。私は、この議案第 5 1 号に対して反対致します。

議 長 次に、賛成者の発言を許可します。

3 番 福 田 賛成の立場で話をさせていただきます。今回の補正の中でも、民生費 6, 9 0 0 万円余りが増額となるなど、住民サービスに重要な補正予算であると思いますので賛成致します。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第 5 1 号「平成 2 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第 5 1 号「平成 2 5 年度川棚町

一般会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：24）

議 長 次に、日程第4、議案第52号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第52号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,663万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,913万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明を致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは、議案第52号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、ご説明致します。事項別明細書の歳出からご説明致しますので、14、15ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費の増額でございますが、当初予算に対しまして、給付の伸びが著しく増加傾向にあるために、不足見込み分として計上しているものでございます。

4項1目出産育児一時金につきましては、当初予算では前年度の見込みということで18人分を計上致しておりましたが、10月までの母子手帳交付状況を確認致しまして、国保被保険者2名分の不足が見込まれるために増額補正をするものでございます。次のページをお願い致します。

8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、国及び県負担金の交付決定によりまして、財源内訳の変更のみでございます。

次の12款予備費でございますが、歳入歳出の見合いによるものでございます。次に歳入を説明致します。6、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の増額補正並びに2目退職被保険者等国民健康保険税の減額補正につきましては、当初予算に対しまして、現時点での調定見込み額に基づきまして、節の区分毎に現年度課税分のそれぞれを増額または減額をするものでございます。次のページをお願い致します。

3 款国庫支出金、1 項 3 目特定健康診査等負担金につきましては、平成 25 年度分の交付決定通知に基づきまして、当初予算との差額 1 1 万 1 千円を増額補正をするものでございます。次のページをお願いします。

4 款県支出金、1 項 2 目特定健康診査等負担金につきましても、先程の国庫補助金と同じく交付決定に基づく増額でございます。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金でございます。9 5 0 万 8 千円の増額補正につきましては、説明欄記載に致しておりますそれぞれの繰入金等にかかる概算算定額に基づき、通知があった分に基づきまして、当初予算との過不足分を補正するものでございます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第 5 2 号「平成 2 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第 5 2 号「平成 2 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 3 0)

議 _____ **長** 次に、日程第 5、議案第 5 3 号「平成 2 5 年度川棚町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第53号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ351万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,255万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは、議案第53号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、ご説明致します。それでは、歳出の方から説明致しますので、11ページをお開き願います。

1款総務費、2項1目徴税費でございます。役務費で1万5千円の増額補正ですが、口座振替手数料等にかかる費用が不足しておりますので、その分を増額するものでございます。次のページ、12、13ページをお開きください。

2款後期高齢者広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、当初予算で上げておりました、この納付金でございます。基本的に広域連合にかかる分で、広域連合から指定をされました額で定めておりましたが、納付額が増額致しまして、この分が納付額にかかわりますので増額するものでございます。歳入についてご説明致します。6、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料の1目特別徴収保険料、普通徴収保険料でございますが、それぞれに納付額等が見込めますので、増額をするものでございます。8、9ページをお開き願います。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金でございますが、先程、歳出の方で説明致しました1万5千円にかかる分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第53号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第53号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：35）

議 長 次に、日程第6、議案第54号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第54号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,798万8千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

健康推進課長 それでは議案第54号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の内容についてご説明致します。事項別明細書の歳出からご説明を致します。8、9ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項 3 目認定事業費でございますが、説明欄記載の認定調査費につきまして1 2 4 万 2 千円の増額補正でございます。認定調査件数の増によりまして、調査員を増員したこと、また町外の認定調査に出かけることが多いことということで、調査員を増員を致しております。それに伴う、それぞれの節において不足致しますので、補正計上しているものでございます。なお、旅費につきましては、先程申しましたが、大村とか嬉野等の施設等に入所されている方が多くありますので、その分に見込み計上をするものでございます。次に、歳入についてご説明致します。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目その他一般会計繰入金につきましては、歳出で説明致しました1 款総務費にかかる費用の同額を一般会計から繰り入れるということに致して計上するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

1 4 番久保田 9 ページですけれども、調査員を増やしたとおっしゃってますけれども、何名ぐらい増やされたんですか。

健康推進課長 常時、職員と同じように8時半から5時15分までという方々を当初1名で予定を致しておりました。現在は2名体制ということに致しております。なお、それ以外に日々雇用ということで、週に多くて3日程度の方も1名は入れております。以上でございます。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第54号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第54号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：41）

議 長 次に、日程第7、議案第55号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第55号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,270万円にしようとするものです。なお、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

産業振興課長 それでは説明を致します。資料の8、9ページをお開きいただきたいと思います。

1款観光施設事業費、2項観光施設事業費、1目管理費の説明欄の記載に、1、大崎公園管理費170万円の増額補正は、13節の委託料において計上をしております。松食い虫の被害木について処理を行うということでございますが、本年の秋頃より被害が拡大してきております。そこで来園者や通行車両等への倒木による危険性があり、また自然公園としての景観を著しく損ねておるところでございます。被害木数につきましては、10月末の調査時点におきまして220本程度を確認をしております。作業内容につきましては、倒伐を行い、搬出後、焼却処理をするという計画でありまして、相当の作業期間が必要なことから100本程度の処理を行う計画としております。来る、平成26年度において、くじゃく園開園50周年記念イベントも計画をしており、また、被害拡大を抑制するためにも、早急な対策が必要である

ため、補正予算を計上するものでございます。次に、歳入についてご説明致します。6、7ページをお開きください。

歳入につきましては、ただ今歳出で説明を致しました委託料にかかる費用を一般会計から繰り入れることとし、計上をしているものでございます。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

1 4 番久保田 この松食い虫の被害ですけれども、220本の処理をして、そのうちの100本を処分したと言われても、景観を損ねるためって言いますが、こんなにたくさん間引きされてしまえば、もっと景観も損なうと思うんですね。どうにかもっと、何というか、抑えられる手立てって、もっと良い方法というのは、前もそういう説明があったと思いますけど、どうにか止められる手立てってというのはないんでしょうか。

産業振興課長 松食い虫をどうにか止める手立てはということでございますが、これにつきましては、一般会計の方ではございますが、毎年ですね、松食い虫の防除は行っております。ただ、防除を行っておりますけれども、今回、特に夏場の高温もあったのかと思いますし、防除の技術的なものもどうかかなということがあるんですけれども、毎年、松食い虫の防除というのは実施をしておるところでございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認めます。これから議案第55号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第55号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：47）

議 長 次に、日程第8、議案第56号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第56号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億2,232万円にしようとするものであります。その他、詳細につきましては水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは、説明をさせていただきます。歳出から説明致しますので、8、9ページをお開き願います。事項別明細書で説明致します。

1款1項1目一般管理費ですが、2節給料は職員給与の削減に伴うものでございます。

3節、4節の職員手当、共済費は、それぞれ負担額の確定に伴うものでございます。

27節、公課費は平成24年度分の消費税額の確定に伴うものでございます。

2目管渠管理費ですが、13節の委託料はマンホールポンプ場の維持管理業務委託の落札減に伴うものでございます。

3目処理場管理費ですが、12節の役務費は終末処理場の警報発信用電話使用料の増に伴うものでございます。

13節委託料は、終末処理場の維持管理、水質検査、緑化管理などの業務委託の落札減に伴うものでございます。次に、10、11ページをお願い致します。

2 款 1 項 1 目下水道建設費ですが、2 節、それから 3 節、4 節の給料、職員手当、共済費につきましては、職員給与の削減と負担額の確定に伴うものでございます。12、13 ページをお願い致します。

3 款 1 項 2 目公債費利子ですが、財源内訳について、特定財源のその他、一般会計繰入金を減額し、下水道事業特別会計の一般財源の下水道使用料からの支出を増額するように組み替えをしたものでございます。次に 6、7 ページにお戻りいただいて、歳入についてでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金ですが、518 万円の減額であります。歳入歳出の見合いによるものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 9 ページになりますかね。委託料、先程の課長の説明では終末処理の落札減という説明がありましたが、これは 590 万円減となっておりますが、前年度と比較した場合はどうなんでしょうか。前年よりも大きく下がったということなのか、そこのご説明をお願いします。

水 道 課 長 それでは説明をさせていただきます。処理場の管理費につきましては、減額が 465 万 2 千円ございまして、契約額としては 2,274 万 8 千円というふうになっております。この額につきましては、前年度とほぼ変わらない額ということになっております。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。これから議案第 56 号「平成 25 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第56号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:54)

議 長 次に、日程第9、議案第57号「平成25年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第57号「平成25年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由を説明致します。

今回の補正は、収益的収入及び支出の部で支出において245万6千円を減額し、支出予算の総額を2億7,367万3千円にしようとするものであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますのでご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

水道課長 それでは説明をさせていただきます。最後のページ10ページをお開きください。補正予算実施計画説明書により説明致します。

収益的収入及び支出について、収入についての補正は今回ございません。

支出についてであります。1款1項営業費用の5目総係費についてであります。給料は職員の人事異動及び給与の削減に伴うものでございます。手当等につきましては、時間外勤務手当などの実績及び見込みによるものでございます。法定福利費退職給与金につきましては、それぞれ負担額の確定に伴うものでございます。次に、1ページにお戻りください。議案書の表でございませぬ。

第2条に、ここは当初の予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しているところでございます。

次に、第3条ですが、ここは当初予算の第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正を記載しているところでございます。説明については省略させていただきます。なお、3ページから4、5、6、7ページの損益計算書等、そして8、9ページに貸借対照表を記載して

おりますが、説明については省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願ひ致します。

議 _____ 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 討論なしと認めます。これから議案第57号「平成25年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって議案第57号「平成25年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:58)

議 _____ 長 ここで、しばらく休憩致します。

(…休 憩…)

(13:00)

議 _____ 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ 長 次に、日程第10、議案第58号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ 長 議案第58号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について」の提案理由を説明致します。

今回、ご提案致しました条例の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、平成24年8月22日に公布され、平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率が改正されることとなります。これに併せて改正する必要が生じたので、ご提案するものでございます。その他、詳細につきましては、産業振興課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

産業振興課長 議案第58号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について」ご説明致します。

今回の改正は、ただいま町長の提案理由にありましたように、消費税率の引き上げに関連し、税率の改正を行うものでございます。3枚目の新旧対照表をお開きください。

第13条として、利用料、占用料または使用料の額についてであります。右が改正前、左が改正後となっております。第13条第1項の改正前の100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）を、左のように100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）に改めるものでございます。一枚戻っていただいて、条例の改正条文をお願い致します。

附則と致しまして、この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 ここに新旧対照表がありますが、この中の利用者というのはどういう方達ですか。

産業振興課長 新旧対照表の利用者ということは、前段に書いてありますとおり11条の第1項、条文では11条、12条、それぞれ書いておりますけれども、簡単に申し上げれば漁港を利用する方、ただし常時当該漁港を利用する漁船は除くというものでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

1 4 番久保田 議案第58号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について」の反対討論を行います。

これは消費税増税に伴って上乘せされる分です。利用料が来年の4月から上乘せされるというものです。私達、日本共産党は廃案に向けて、国民のみなさんと、この消費税増税に対する廃案を国民のみなさんと一緒に戦っている最中でありまして、この条例には賛成できかねます。よって議案第58号には反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許可します。

5 番 三 岳 ただいまの議案第58号の条例改正について、賛成の立場から、今回、消費税がですね8%に引き上げられると、これはいわゆる上位法の改正でございます。ただいま反対討論をされました久保田議員におかれましては、消費税そのものに反対ということをおっしゃっておりますが、これはもう上位法で決まったことであり、それに伴って町の条例を改正しようというものでございます。併せまして、後ほど出てまいります、いわゆる使用料、料金そういったものも含めまして、これを国税として納める場合は8%を納めなければならないと、引き上げないということになりますと、その差額の3%については町民の方、利用者の方が負担するということになりますので、今回のこの上位法に伴う必要な条例改正であると考えて賛成をします。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第58号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第58号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(13:08)

議 長 次に、日程第11、議案第59号「川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」から、日程第13、議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第59号「川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」から議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」までを一括上程いただきましたので、併せて提案理由をご説明致します。

今回、提案致しました3件の条例の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率が改正、施行されます。これに併せて改正する必要が生じたので、ご提案するものであります。その他、詳細につきましては、建設課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

建設課長 それではただ今から改正内容の説明をさせていただきます。

議案第59号から61号までを、それぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第59号「川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」ご説明致します。3枚目の新旧対照表をお開きください。

第2条の占用料の額についてであります。右が改正前、左が改正後となっております。第2条第2項の改正前のアンダーラインのところがございますが、100分の5を乗じ得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする）を加算した額とする。という表現になっております。これを改正後の条文では、100分の108を乗じ得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。とい

うような改正を改めるものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条文をお願いします。附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものとしております。以上で、議案第59号の説明に変えさせていただきます。

続きまして、議案第60号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」説明致します。これも3枚目をお開きお願いしたいと思います。

第1章の都市公園の管理についての条項でございますが、第10条の使用料についてであります。右側が改正前、左側が改正後となっております。第10条の第3項の改正前の条文でございますが、アンダーラインのところでございます。100分の105という表現を100分の108ということで改めようとするものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条文でございますが、附則としまして、施行期日でございます。この条例は平成26年4月1日から施行する。その下に経過措置としまして、この条例の施行の際、現に第10条の規定により、使用の許可を受けている者にかかる使用料の額については、なお従前の例による。ということにしております。この内容につきましては、都市公園の使用許可につきましては、3ヶ月の範囲内で事前的に許可をするようになっておりますので、2月、3月に許可したものは許可の時に使用料をいただくということで、前の消費税が適用されるということになりますので、この経過措置を入れております。

続きまして、議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」ご説明致します。これも3枚目をお開きください。

第12条の、土地占用料等の徴収についてでございます。これも右が改正前で、左が改正後となっております。第12条第2項の後に第3項を追加しようとするものでございます。これについては、土地の占用料の額に消費税を乗ずることを追加するものでございます。その下の別表1、次ページの別表2をご覧ください。

表中の金額欄でございますが、改正前につきましては、これには消費税相当額が改正前には入っております。これは5%の分ですね。その分が入っております。これを今回、消費税の変更が生じますので、改正後の方には、消費税額を除いたものを金額として、今回設定しようとするものでござい

す。

その消費税を除いた額に3項を追加して、使用料、占用料等の徴収に対応するというものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条例の本文の一番末尾でございますが、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行するというようにしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 議案の59、60、61に該当する方達というのは、どういう方達になるのでしょうか。

建設課長 ただいまの質問にお答えします。まず、道路占用料につきましては、道路を占用して営業あるいは個人の専用通路的なもので占用されるものが該当します。ですから、NTT、地下ケーブル関係ですね、これとか、あと占用の対象者としては、下水道、水道、ガス管、こういうものが一つ対象になります。それと、あと道路の上空、看板関係ですね、上空を占用されている方、こういう方が道路占用の対象となります。

公園につきましては、都市公園を競技目的あるいは何かの大会とか、そういうもので占用的に使う場合が対象になります。それとか照明施設関係等も、これは教育委員会の方になりますが、付随して、そういう施設を使われる場合は、そういうものが対象になります。

法定外公共物につきましては、これも道路占用と一緒に、里道、水路、それ以外にあるのはですね、下水道法等の適用を受けない施設等がございます。そういうものに関して、個人の利便性を良くするために占用されたり、出入り通路とか、そういうものも関係してきます。一般的には個人の方が多いのかなど。ただ、その中に先程言いましたガス管とか、そういうものの占用もありますので、一概には言えませんが、道路占用と類似した許可者ということで考えております。そういう方が対象になります。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。

議案第59号「川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」の、原案に対し反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第59号「川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」に対する反対討論です。

これにかかる方達、たぶん中小企業の方とか自営業者だと思いますけども、この方達は、アベノミクスの恩恵どころか、円安、資材の高騰などに苦しみ、転嫁できない消費税などで負担にあえいでおられます。消費税アップによる利用料、占用料の上乗せは営業にも影響を与えます。政府は国民の反対を無視することができず、修正案に躍起となっています。スタートする前から修正をかけなければならない法案は認められません。私達は廃案に向けて、最後まで戦っていきたいと思います。よって反対します。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

5番三岳 私は、先程の議案第58号と同様の理由によりまして、これは今回は消費税法の改正に伴うものであり、本町の条例改正については必要だと判断されますので賛成を致します。

議 **長** 他には討論はありませんか。いいですかね。

これで討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** 起立多数です。したがって議案第59号「川棚町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(13:24)

議 **長** 次に、議案第60号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第60号「川棚町都市公園条例」についての反対討論は、

先程と同じ趣旨により反対致します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 5 番 山 口 議案第60号の賛成討論を行いたいと思います。この消費税率の8%というのは、もうすでに国会で決議され、いわゆる来年の4月1日から施行されるということは、すでに決まっております。この税率については、地方自治体の裁量権を超えているものであり、その8%についてはですね、地方公共団体の公共施設の使用料については、すべて8%の消費税の納付の義務があると、そういったかたちを考えればですね、これは当然、国の税法に従って100分の8を乗じた額をそれぞれ受益者から負担してもらうというのは当然ではないかと判断されますので賛成致します。以上でございます。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第60号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第60号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(13:26)

議 長 次に、議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に反対者の発言を許します。

1 4 番 久 保 田 議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例」に対する反対討論も、先程と同じ趣旨により反対致します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 1 番 小 田 賛成の立場で討論を致します。この改正は上位法の改正によるものであって、反対する理由がまったく見つからず、よって賛成を致します。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(13:28)

議 _____ **長** ちょっと議事運営のために、ここで休憩を取らせていただきましたと思います。

(13:28)

(…休 憩…)

(13:45)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第14、議案第62号「川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」から、日程第19、議案第67号「川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第62号「川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」から、議案第67号「川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」までを、一括して提案理由の説明を致します。

平成24年8月22日に公布された社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第2条の規定により、消費税法の一部が改正をされました。このことにより、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることとなり、本条例改正の必要が生じたものであります。その他、使用料も一部見直しておりますが、詳細につきましては、教育次長が説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い致します。

教育次長 ただいま町長から説明がありました条例改正について説明致します。

町長から説明のとおり、消費税率の改正に伴う条例改正が主なものです。議案第62号「川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」の3枚目の新旧対照表をご覧ください。先に別表から説明致します。

勤労青少年ホームの使用料ですが、改正前、右側になりますが、備考の1に使用料はいずれも消費税を含む額とあり、改正前は消費税を含む総額表示であります。今回、改正では、消費税関連の条例関係を外税にすることを基本としておりますので、改正後の金額は消費税抜きの金額に改めるとともに、備考の1を削除し、以下を繰り上げているところであります。左側が消費税抜きの表ということになります。

続きまして、第10条の使用料であります。消費税を計算するために第3項を加えております。使用料の額は算定した合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただしその額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとするという条文を加えております。

1枚戻ってもらって、改正条例の附則をご覧ください。附則の1は施行日です。この条例は平成26年4月1日から施行するとしております。

附則2の経過措置であります。この経過措置についてですが、4月1日以降に勤労青少年ホームを使用する料金を、3月31日までに領収した場合は、改正前の料金が適用されるということを附則に謳っております。

以上で、「川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」の説明を終わります。

続きまして、議案第63号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」です。3枚目の新旧対照表をご覧ください。

本条例も別表の消費税込みであった使用料を消費税抜きの金額に改め、備考の1、備考の1は消費税が含まれていることを表しておりますが、備考の1を削除し、第10条に消費税を計算するための第4項を加えておるところであります。

1枚戻ってもらって、改正条例の附則をご覧ください。施行日につきましては、平成26年4月1日から施行としております。附則2につきましては、

先程と同様の経過措置を記載しております。「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」は以上のとおりです。

続きまして、議案第64号「川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」です。これも3枚目の新旧対照表をご覧ください。本条例も、別表の消費税込みであった使用料を消費税抜きの金額に改め、消費税の総額表示を謳っておりました備考の5を削除し、第6条に消費税を計算するための第2項を加えております。

1枚戻ってもらって、改正条例の附則をご覧ください。施行期日は平成26年4月1日から施行としております。経過措置には、先程と同様の経過措置を記載しております。「川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、以上のとおりです。

続きまして、議案第65号「川棚勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」です。4枚目の新旧対照表をご覧ください。

第7条の第4項に消費税率のことが謳ってありますが、消費税率を右側100分の105から、左側100分の108に改めております。別表につきましては、消費税抜きの金額であり、本来、改める必要はないのですが、一部使用料を改めましたので、その内容を説明致します。

まず、表中の区分が体育室練習使用料です。改正前はスポーツの種類、こちらによりますと右側の改正前によりますと、バスケットボール、バドミントン、バレーボールですね、そういうスポーツの種類で使用料を区分しておりましたが、改正後は占用する場所、例えば体育館の半分とかそういう意味ですね。ここでいけばバスケットコートとか、バドミントンのコートというような区分に改めております。ここでバスケットボールを1面750円から500円に改めております。その理由としましては、バスケットボールは以前、体育館全面を使ってしておりましたが、その後、改修によりまして体育館の反面を使って、今バスケットボールができるということで500円に改めたものでございます。また、その下の方に会議室というのがありますが、これが体育センターの管理人室の奥にあります。ここにつきましては、空調設備がございません。そして、これまでまったく利用されてこなかったということから、現在、各種大会の看板や備品等を置いているという状況であり

まして、今後も倉庫としての利用がよいという判断を致しまして、会議室を廃止することとして、使用料を削除しました。また、備品の椅子、テーブル、放送設備につきましては、中央公民館の備品貸し出しは、すでに無料で貸し出しているという状況を踏まえまして、体育センターの備品についても同様の取り扱いで無料としたものです。

1枚戻ってもらって、改正条例の附則をご覧ください。附則1に施行期日で、平成26年4月1日から施行とあり、附則2には、先程と同様の経過措置を記載しているところであります。

続きまして、議案第66号「川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」です。3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第5条の第4項の消費税率、これ右側100分の105を100分の108に改めております。

1枚戻ってもらって、改正条例の附則をご覧ください。附則1に施行期日平成26年4月1日から施行を謳っており、附則2の方には、これまでと同様の経過措置を記載しております。「川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、以上のとおりです。

最後に、議案第67号「川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」です。これも3枚目の新旧対照表をご覧ください。

第6条第4項に消費税率のことが書いてあります。消費税率右側が改正前ですが、100分の105から左側の100分の108に改めております。

1枚戻ってもらって、改正条例の附則をご覧ください。附則1に施行期日として平成26年4月1日から施行、附則2の方に先程と同様の経過措置を記載しております。

以上で、説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い致します。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 細かい点をお聞きします。この62号の議案でいいんですが、あちこちに10円未満の端数は切り捨てるというふうな表示がありますので、そのことについてお聞きしたいんですが、この62号の新旧対照表で見まし

てですね、例えばですね、娯楽談話室は1時間当たり190円となっておりますので、それに8%の税率をかけますと15円ぐらいですから、10円未満の部分は切り捨てるから、結局190円の使用料をとるところは、税を含めて200円をいただくということになるんだと思うんです。すなわち190円が使用料、10円が税ということになると思います。その5円の分はどうなのかと、すなわち190円がずっと何百回も積み重なった分に、使用料の合計はこれですよと、それに対して8%の税額を掛けて国に納めるとすれば、結局、その5円の負担分は町の負担になっちゃうのではないかと思われるんです。そうじゃなくて、最初から娯楽談話室は、使用料は190円、税分は10円ですよという計算をして、そして積み上げてその税を納めるのかどうかという、そこらへんをちょっとお聞きしたいと思います。

教 育 次 長 今の質問にお答え致します。確かに、先程の例であれば190円に消費税をかけますと15円ぐらいついて、205円になって、10円未満の切り捨てとなって200円になります。川棚町の方は、そういうふうな税計算をするんですが、そもそも非課税団体ということになっておりまして、消費税を納めておりませんので、先程の5円を町が払うということは発生しないというふうに思います。以上です。

1 2 番 田 口 逆の疑問が起きますけど、非課税団体であるのに消費税の規定をするというのは良いのでしょうか。そういう疑問が起きますけど。

教 育 次 長 消費税につきましては、地方公共団体、非課税団体であっても取るようにということになっておりますので、それは条例の中に謳って取ることとしておるところでございます。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから1件ごとに討論、採決を行います。

議案第62号「川棚町勤労者青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」の原案に対し、反対者の発言を許します

1 4 番 久 保 田 議案第62号「川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」に関する反対討論を行います。

青少年の健全育成と住民の趣味、クラブ、健康増進のための施設の利用率に対する消費税の上乗せはするべきではありません。2014年4月1日の

消費税の増税は、2015年10月の10%、さらに際限のない増税の入口となるものとして反対を致します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 2 番田口 先程、私が質問をした事項を含めて、法によって施行が決まっておるということですので、これは施行しなければならないと思いますので賛成します。

議 長 これで、討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第62号「川棚町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14:03)

議 長 次に、議案第63号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を致します。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第63号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第63号「川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のと

おり可決されました。

(14 : 04)

議 長 次に、議案第64号「川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号「川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第64号「川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 05)

議 長 次に、議案第65号「川棚勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第65号「川棚勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第65号「川棚勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 06)

議 長 次に、議案第66号「川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第66号「川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第66号「川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 07)

議 長 次に、議案第67号「川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 長 これで、討論を終わります。これから議案第67号「川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第67号「川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14:08)

議 長 次に、日程第20、議案第68号「川棚町都市下水路条例の一部を改正する条例について」から、日程第23、議案第71号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により一括議題と致します。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第68号「川棚町都市下水路条例の一部を改正する条例について」から、議案第71号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」までを、一括上程いただきましたので、併せて提案理由を説明致します。

今回、提案致しました4件の条例の一部改正につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る、税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が、平成24年8月22日に公布されたことに伴い、消費税率及び地方消費税率が改正され、平成26年4月1日に施行されることにより、これに併せて改正する必要が生じたためであります。その他、詳細につきましては、水道課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願い致します。

水道課長 それでは、改正内容を説明させていただきます。まず、議案第68号「川棚町都市下水路条例の一部を改正する条例について」であります。

3枚めくっていただきまして、新旧対照表をお願い致します。

まず第6条、占用料でございますが、改正前におきましては、100分の5を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは切り捨てるもの）を加算した額とする。）というふうになっておりますが、改正後につきましては、100分の108を乗じて得た額とする。）ただし、その額に10万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。というふうに改めるものでございます。

次に、別表でございます。別表の改正前は占用料金表ということで、使用目的、単位、占用料、備考というふうに掲げておりましたが、今回、別表につきましては、先程議案第61号「川棚町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例」におきまして、ご決定をいただきました別表に併せて改正するものであります。理由と致しましては、この都市下水路は通常言います青線水路と同じような管理でございますが、河川法の位置づけがなされておられません。そういったところを含めて、法定外公共物の管理条例と同じく併せていくというふうに改正をさせていただくものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条文をお願い致します。附則でございますが、施行期日について、平成26年4月1日と致しておるところでございます。

続きまして、議案第69号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」ご説明を致します。2枚めくっていただきまして、新旧対照表をお開きください。

改正前につきましては、第4条の料金でございます。改正前が100分の105を乗じていうふうにしてありますが、改正後は100分の108を乗じてということに改めるものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条文でございますが、附則のまず1番目が施行期日で平成26年4月1日から施行するというふうにしていただいております。そして、附則の2番目に経過措置ということで、この条例の施行日前、ですから平成26年3月31日以前から継続して簡易水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものということですから、4月検針分ということになります。については、なお従前の例ということで、100分の105ということになると

ということで経過措置を書いているところでございます。

では、次に議案第70号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」ご説明致します。2枚めくっていただきまして、新旧対照表をお願い致します。

第16条の使用料の算定方法についてであります。改正前につきましては、100分の105を乗じてとしておりますのを、改正後は100分の108を乗じてというふうに改めるものでございます。

1枚戻っていただきまして、改正条文でございますが、まず附則でございます。一つ目が施行期日で平成26年4月1日から施行するとしておりますところでございます。続いて、附則の2番目ですが、経過措置でございます。先程の簡易水道と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第71号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」説明致します。2枚めくっていただきまして、新旧対照表をお開き願います。

改正前につきましては、第26条、料金でございます。100分の105を乗じてとしておりますのを、改正後は100分の108を乗じてというふうに改正しておるところであります。

次に、34条の加入金でございます。これを改正前は100分の105を乗じてとしておりますのを、改正後は100分の108を乗じてというふうに改めるものでございます。

1枚戻っていただいて、改正条文でございます。附則でございますが、一番目に施行期日として、平成26年4月1日から施行すると致しておるものでございます。附則の2におきましては、経過措置ということで、簡易水道と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。議案第68号「川棚町都市下水路条例の一部を改正する条例について」の原案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 これで討論を終わります。これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第68号「川棚町都市下水路条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14:18)

議 長 次に、議案第69号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第69号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」に対する反対討論を行います。

消費税法の改悪により、住民の命と生活に欠かせない水への増税です。消費税8%の引き上げは、総額で8兆円となる巨額の負担を国民に押しつけるものです。物価を上昇させ、国民の消費を冷え込ませて、暮らしと経済に大きな嘆きを与えます。2015年10月からは、さらなる増税が待ち構えています。多くの国民が延期と廃止を求めている以上、私達日本共産党は、廃案を求めて戦い続けます。よって反対します。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

5番三岳 私は、この簡水、それに上水、下水も含めましてですね、今回、いわゆる上位法である消費税が引き上げられるという改正が行われておりますが、今回、この引き上げをしないと差額の3%については、いわゆる利用者、使用者の負担になってくると考えられますので、今回の改正については

必要な条例改正というふうに判断を致しまして、賛成を致します。

議 長 これで討論を終わります。これから議案第69号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第69号「川棚町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 20)

議 長 次に、議案第70号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第70号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって、議案第70号「川棚町公共下水道条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 21)

議 長 次に、議案第71号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(討論なし)

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから議案第71号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第71号「川棚町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(14:22)

議 _____ **長** 以上で、本日の日程は全部終了致しました。

本日は、これにて散会と致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:22)

